

# 鹿嶋市役所庁舎駐車場における移動販売募集要項

## 1 目的

庁舎駐車場を移動販売を行う者に出店用地として貸し付けることにより、市民が日常的に楽しめる空間を創出し、まちのにぎわいや地域経済の活性化を図るとともに、行政財産の有効活用による歳入の確保を目的とする。

## 2 概要

### (1) 出店場所及び区画

#### ア 出店場所

鹿嶋市役所庁舎駐車場内

住所：茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1

#### イ 出店区画（別紙参照）

2区画（1区画当たり25㎡（奥行5m×幅5m））

### (2) 貸付料

1日当たり1,000円

### (3) 支払方法

納付書払い（貸付けを受けた月の翌月10日まで）

悪天候等、自己都合により出店を見送る場合でも市は貸付料を請求するが、気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第4条に規定する気象注意報（ただし、大雨、大雪、強風、風雪、雷に限る。）又は気象警報（ただし、大雨、大雪、暴風、風雪、雷に限る。）に基づき出店を見送る場合には、市は貸付料を請求しない。

### (4) 出店形態

販売品目は、飲食物（アルコール酒類を含まない。）とし、販売に当たり法令により必要となる許可、資格等を有すること。

また、キッチンカー等、その場で調理したものを提供する場合には、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条に規定する都道府県知事の許可を受けていること。

※電気や水道設備等については、出店者で準備すること。

### (5) 営業可能日時

月曜日から金曜日まで（休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）

午前8時30分から午後5時15分まで（搬入・設営・搬出に要する時間を含む。）

## 3 出店申込資格

個人・法人を問わず出店を申し込むことができる。

ただし、次の条件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

でないこと。

- (2) 市税（法人にあつては、法人及びその代表者の市税）に未納がないこと。
- (3) 市との迅速かつ具体的な連絡調整が可能であること。
- (4) 生産物賠償責任保険等の損害保険に加入していること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）ではないこと。
- (6) 鹿嶋市暴力団排除条例（平成24年条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等が経営又は運営に関与関与していないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体との関係を有していないこと。

#### 4 申込方法及び出店者の決定

出店の申込みは、原則1日単位で翌月分を一括して行う。

##### (1) 申込方法

市ホームページより、オンライン（LoGo フォーム）で申込みを行う。

ア 希望する日にちを選択すること（複数選択可）。

1日当たりの出店区画は2区画のため、1日に3以上の申込みがあった場合は抽選とする。

イ 営業時間を記入すること。

出店時間は、準備・後片付けの時間を含め、8時30分から17時15分までとする。

ウ 販売品目を記入すること。

（例）ハンバーガー、クレープ、〇〇ジュースなど

エ 次の書類を添付すること

（ア）食品衛生法第55条の許可を受けていることを証する書類の写し（年度最初の申込み時）

（イ）販売内容が分かるチラシ等（年度最初の申込み時及び販売品目に変更があった後の最初の申込み時）

##### (2) 受付期間

出店を希望する月の前月1日から20日まで

（例：7月希望の場合は、6月1日から6月20日までに申込み）

※オンライン申請のため、市役所開庁日を問わず申し込むことが可能

##### (3) 出店者の決定

出店内容が適当と認められるものの中から出店者を決定する。ただし、応募者多数により抽選となる場合は、以下のいずれかに該当する者から優先的に決定又は抽選を行うものとする。

- ア 法人の場合は、鹿嶋市内に本社、本店又は支店、営業所を有している者
- イ 個人の場合は、鹿嶋市内に住所を有し、市内で事業を営んでいる者

例) 出店希望日が重なった場合の出店者の決定方法

- ア 市内事業者2者と市外事業者1者の出店希望日が重なった場合  
⇒ 市内事業者の2者を出店者として決定
- イ 市内事業者1者と市外事業者2者の出店希望日が重なった場合  
⇒ 市内事業者の1者を出店者として決定、市外事業者の2者については抽選により1者を出店者として決定

#### (4) 承認書の交付

(3) 出店者の決定後、市は移動販売の出店に係る庁舎駐車場の貸付けに関する承認書を交付する。

### 5 貸付料の納入及び売上報告書の提出

#### (1) 貸付料の納入

鹿嶋市移動販売の出店に係る庁舎駐車場の貸付けに関する要綱に基づく貸付料について、庁舎駐車場の貸付けを受けた月の翌月始めに、市から出店者に対して納入通知書を発送するので、同月10日までに納入すること。

#### (2) 売上報告書の提出

本件移動販売に係る売上状況を取りまとめ、庁舎駐車場の貸付けを受けた月の翌月10日までに、売上報告書を市に提出すること。

### 6 注意事項

- (1) 食中毒防止対策を徹底すること。
- (2) 移動販売を行う日は必ず移動販売の出店に係る庁舎駐車場の貸付けに関する承認書を所持し、総務課職員が提示を求めたときはこれを提示すること。
- (3) 移動販売を行う際に発生するごみ及び排水は、全て持ち帰ること。
- (4) 指定された場所以外の場所で販売を行わないこと。
- (5) 事故やトラブルには自己の責任で対応すること。
- (6) 来庁者の動線を妨げないこと
- (7) 客引き行為を行わないこと。
- (8) 騒音を伴う機器（移動販売を行う際に使用する発電機を除く。）を使用しないこと。
- (9) 悪天候等による実施の可否の判断は出店者自らがを行い、販売を行わない場合は速やかに連絡すること。
- (10) 準備開始時、後片付け終了後、それぞれ総務課に立ち寄り、総務課職員の確認を済ませること。

### 7 就労支援事業所による弁当等の販売について

鹿嶋市役所庁舎では、障がい者の地域交流や社会参加を支援するため、就労支援事業

所が行う弁当等の販売スペースとして、庁舎玄関ロビーを提供している。出店の申込みは、これらの販売と営業時間が重複する可能性があることをあらかじめ了承した上で行うこと。

例) 令和7年度の場合

(1) A事業者

令和7年4月から令和8年3月まで(1年間)

毎週月曜日 11時30分から13時まで

(2) B事業者

令和7年5月から令和7年10月まで(6か月)

毎月第4金曜日 12時から13時まで

(3) C事業者

令和7年9月から令和8年3月まで(7か月)

奇数月第3金曜日 12時から13時まで

8 その他

募集要項に疑義が生じた場合は、総務課と協議すること。

9 問合せ先

〒314-8655 茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1

鹿嶋市総務部総務課(鹿嶋市役所第1庁舎2階)

電話: 0299-82-2911

FAX: 0299-82-2934

メール: [soumu1@city.ibaraki-kashima.lg.jp](mailto:soumu1@city.ibaraki-kashima.lg.jp)